

# 青森県報

第六百六十二号

令和五年  
九月十五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 特定行為業務の登録.....(高年齢福祉保険課).....一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....(水産振興課).....一

### 公 告

- 県営土地改良事業計画の変更の決定.....(農村整備課).....二
- 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧.....(漁港整備課).....二
- 出先機関
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示.....(青森空港管理事務所).....二
- 右 同.....(同).....三

### 監査委員

- 監査結果(公益財団法人青森県建設技術センターほか八箇所).....(事務局).....三
- 監査結果(財政課ほか二百三十七箇所).....(同).....四

## 告

## 示

### 青森県告示第五百六十五号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年九月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	〇二〇〇一 三四〇	登録年月日	令和 五・九・七	氏名又は 名称	社会福祉 法人三笠 苑	住所	平川市館 西和田 一九五	事業 名称	介護老人 保健施設 三笠ケア センター	所在地	平川市館 西和田 一九五	業務開始 年月日	令和 五・九・七	備考	介護老人 保健施設
------	--------------	-------	-------------	------------	-------------------	----	--------------------	----------	------------------------------	-----	--------------------	-------------	-------------	----	--------------

### 青森県告示第五百六十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年九月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二一〇の新井田 則男 下北郡大間町大字奥戸字浜町通一六の三 萬谷 美知哉	区 域	奥戸区域 奥戸漁業協同 組合の地区	区 分	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
----------------	---	-----	-------------------------	-----	--

公 告

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、清水目ダム地区の県営土地改良事業（防災ダム事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和五年九月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年九月十九日から同年十月十七日まで

三 縦覧の場所

野辺地町役場、東北町役場



特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定により、青森県日本海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規

定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

令和五年九月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

青森県日本海地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課、深浦町農林水産課、鱈ヶ沢町農林水産課、つがる市農林水産課、五所川原市市浦総合支所水産室及び中泊町水産商工観光課

三 縦覧期間

令和五年九月十五日から同年十月五日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、深浦町農林水産課、鱈ヶ沢町農林水産課、つがる市農林水産課、五所川原市市浦総合支所水産室及び中泊町水産商工観光課にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月十五日

青森空港管理事務所長 内 山 竜 一

一 物品等の名称及び数量  
液状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年八月九日

五 落札者の名称及び住所

北海道日油株式会社

北海道美唄市光珠内五四九

六 落札金額

一キロリットル当たり二十五万八千五百円

七 落札者を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年六月二十一日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月十五日

青森空港管理事務所長 内 山 竜 一

一 物品等の名称及び数量

粒状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年八月九日

五 落札者の名称及び住所

株式会社サンネクト

東京都港区浜松町一丁目二の一

六 落札金額

一トン当たり二十五万八千円

七 落札者を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年六月二十一日

監 査 委 員

青森県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定による財政的援助団体等に係る監査を青森県監査委員監査基準（令和二年四月青森県監査委員告示第二号）に準拠して実施したので、その結果を同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和五年九月十五日

青森県監査委員	竹 内 均
青森県監査委員	川 嶋 由 紀 子
青森県監査委員	櫛 引 ユ キ 子
青森県監査委員	小比類 巻 正 規

1 監査の着眼点 (評価項目)

財政的援助団体に応じ、おおむね次に掲げる事項に着眼して監査を行った。

(1) 出資団体

出納事務が適正に行われているか等

(2) 指定管理団体

基本協定書、年度協定書及び仕様書に基づき管理運営に係る出納事務が適正に行われているか等

2 監査の実施内容

(1) 監査日

令和5年8月28日

(2) 実施内容

監査対象箇所における事務のうち、財政的援助等に係る出納その他の事務の実施について、関係書類等により監査を行った。

3 監査の対象

(1) 監査事項

ア 出資団体

出納その他の事務の執行

イ 指定管理団体

公の施設の管理に関連する部分

(2) 対象期間

令和3年度 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(3) 対象箇所名

ア 出資団体

公益財団法人青森県建設技術センター、青い森鉄道株式会社、一般社団法人

青森県畜産協会

イ 指定管理団体

公益財団法人青森県建設技術センター、青い森鉄道株式会社、未来へつなぐネットおおもりグループ、一般社団法人青森県視覚障害者福祉会、豊産管理株式会社、豊かな学びを育む青い森グループ

4 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正である。

青森県監査委員告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第一項及び第四項の規定による財務監査並びに同条第二項の規定による行政監査を青森県監査委員監査基準(令和二年四月青森県監査委員告示第二号)に準拠して実施したので、その結果を同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和五年九月十五日

青森県監査委員	竹 内 均
青森県監査委員	川 嶋 由 紀 子
青森県監査委員	櫛 引 ユ キ 子
青森県監査委員	小比類 巻 正 規

1 監査の着眼点 (評価項目)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているかに着眼して監査を行った。

2 監査の実施内容

(1) 監査日

令和5年2月7日から令和5年8月28日まで

(2) 実施内容

監査対象箇所における事務のうち、財務事務及び行政事務の実施について、関係書類等により監査を行った。

3 監査の対象

(1) 監査事項

各対象箇所の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 対象期間

令和3年度(前年度監査基準日翌日から令和4年5月31日まで)  
令和4年度(令和4年4月1日から監査基準日まで)

(3) 対象箇所名

ア 総務部

財政課、秘書課、人事課、行政経営課、総務学事課、税務課、市町村課、財産管理課、工事検査課、東青地域県民局県税部、中南地域県民局県税部、三八地域県民局県税部、西北地域県民局県税部、上北地域県民局県税部、下北地域県民局県税部、青森県東京事務所

イ 企画政策部

企画調整課、交通政策課、地域活力振興課、広報広聴課、統計分析課、国民スポーツ大会準備室、東青地域県民局地域連携部、中南地域県民局地域連携部、三八地域県民局地域連携部、西北地域県民局地域連携部、上北地域県民局地域連携部、下北地域県民局地域連携部

ウ 環境生活部

県民生活文化課、青少年・男女共同参画課、環境政策課、環境保全課、自然保護課、青森県環境保健センター、東青地域県民局環境管理部、中南地域県民局環境管理部、三八地域県民局環境管理部、下北地域県民局環境管理部

エ 健康福祉部

健康福祉政策課、がん・生活習慣病対策課、医療薬務課、保健衛生課、高齢福祉保険課、こどもみらい課、障害福祉課、東青地域県民局地域健康福祉部、中南地域県民局地域健康福祉部、三八地域県民局地域健康福祉部、西北地域県民局地域健康福祉部、上北地域県民局地域健康福祉部、下北地域県民局地域健康福祉部、青森県動物愛護センター、十和田食肉衛生検査所、田舎館食肉衛生検査所、青森県立子ども自立センターみらい、青森県障害者相談センター、青森県立あすなろ療育福祉センター、青森県立さわらび療育福祉センター、青森県立精神保健福祉センター

オ 商工労働部

商工政策課、地域産業課、産業立地推進課、新産業創造課、労政・能力開発課、青森県大阪情報センター、青森県名古屋情報センター、青森県福岡情報センター、青森県立青森高等技術専門学校、青森県立弘前高等技術専門学校、青森県

立八戸工科学院、青森県立むつ高等技術専門学校、青森県立障害者職業訓練校

カ 農林水産部

農林水産政策課、総合販売戦略課、食の安全・安心推進課、団体経営改善課、構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課、林政課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部、下北地域県民局地域農林水産部、青森県病害虫防除所、青森県営農大学校

キ 県土整備部

監理課、整備企画課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課、東青地域県民局地域整備部、中南地域県民局地域整備部、三八地域県民局地域整備部、西北地域県民局地域整備部、上北地域県民局地域整備部、下北地域県民局地域整備部、青森空港管理事務所、整備企画課(青森県工業用水道事業会計)、都市計画課(青森県下水道事業会計)

ク 危機管理局

防災危機管理課、消防保安課、原子力安全対策課、青森県消防学校、青森県

原子力センター

ケ 観光国際戦略局

観光企画課、誘客交流課、国際経済課、青森県立美術館

コ エネルギー総合対策局

カ 出納局

ク 病院局

青森県立中央病院、青森県立つくしが丘病院

ス 青森県議会

青森県議会事務局

セ 青森県教育委員会

教育政策課、職員福利課、学校教育課、教職員課、学校施設課、生涯学習課、スポーツ健康課、文化財保護課、高等学校教育改革推進室、東青教育事務所、西北教育事務所、中南教育事務所、上北教育事務所、下北教育事務所、三八教育事務所、青森県埋蔵文化財調査センター、青森県立青森高等学校、青森県立青森西高等学校、青森県立青森東高等学校、青森県立青森北高等学校、青森県立青森南高等学校、青森県立青森中央高等学校、青森県立北斗高等学校、

青森県立五所川原高等学校、青森県立木造高等学校、青森県立鯉ヶ沢高等学校、青森県立板柳高等学校、青森県立金木高等学校、青森県立鶴田高等学校、青森県立弘前中央高等学校、青森県立弘前南高等学校、青森県立弘前高等学校、青森県立尾上総合高等学校、青森県立浪岡高等学校、青森県立三本木高等学校、青森県立三沢高等学校、青森県立野辺地高等学校、青森県立七戸高等学校、青森県立百石高等学校、青森県立十和田西高等学校、青森県立六戸高等学校、青森県立六ヶ所高等学校、青森県立田名部高等学校、青森県立大湊高等学校、青森県立大間高等学校、青森県立八戸高等学校、青森県立八戸東高等学校、青森県立八戸北高等学校、青森県立八戸西高等学校、青森県立八戸中央高等学校、青森県立三戸高等学校、青森県立五所川原農林高等学校、青森県立柏木農業高等学校、青森県立三本木農業高等学校、青森県立三本木農業恵拓高等学校、青森県立名久井農業高等学校、青森県立八戸水産高等学校、青森県立青森工業高等学校、青森県立五所川原工業高等学校、青森県立五所川原工科高等学校、青森県立弘前工業高等学校、青森県立十和田工業高等学校、青森県立むつ工業高等学校、青森県立八戸工業高等学校、青森県立青森商業高等学校、青森県立八戸商業高等学校、青森県立青森暁学校、青森県立弘前暁学校、青森県立八戸暁学校、青森県立青森第一養護学校、青森県立青森第二養護学校、青森県立青森若葉養護学校、青森県立青森第一高等養護学校、青森県立青森第二高等養護学校、青森県立森田養護学校、青森県立弘前第一養護学校、青森県立弘前第二養護学校、青森県立黒石養護学校、青森県立浪岡養護学校、青森県立七戸養護学校、青森県立むつ養護学校、青森県立八戸第一養護学校、青森県立八戸第二養護学校、青森県立八戸高等支援学校、青森県立図書館、青森県立枕珠少年自然の家、青森県総合社会教育センター、青森県総合学校教育センター、青森県立郷土館、三内丸山遺跡センター

ク 青森県警察本部  
 青森県警察本部、青森県青森警察署、青森県青森南警察署、青森県外ヶ浜警察署、青森県大間警察署、青森県むつ警察署、青森県野辺地警察署、青森県弘前警察署、青森県鯉ヶ沢警察署、青森県つがる警察署、青森県五所川原警察署、青森県黒石警察署、青森県八戸警察署、青森県三戸警察署、青森県五戸警察署、青森県十和田警察署、青森県七戸警察署、青森県三沢警察署  
 ケ 青森県人事委員会

青森県人事委員会事務局

チ 青森県労働委員会

青森県労働委員会事務局

ツ 青森県監査委員

青森県監査委員事務局

テ 青森県選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会事務局

4 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正であるが、是正又は改善が必要である事項は、次のとおりである。

- (1) 東青地域県民局県税部、中南部地域県民局県税部、三八地域県民局県税部、西北地域県民局県税部、上北地域県民局県税部及び下北地域県民局県税部  
 令和5年5月31日現在、県税において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。
- (2) 交通政策課  
 委託料において、契約事務の手續が適切に行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。
- (3) 東青地域県民局地域連携部  
 令和5年3月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。
- (4) 環境保全課  
 令和5年5月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。
- (5) 自然保護課  
 委託料において、入札手續が適切に行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。
- (6) 医療業務課  
 令和5年5月31日現在、諸収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。
- (7) 障害福祉課  
 令和5年5月31日現在、一般会計及び療育福祉・医療療育センター特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(8) 東青地域県民局地域健康福祉部、中南地域県民局地域健康福祉部、三八地域県民局地域健康福祉部、西北地域県民局地域健康福祉部、上北地域県民局地域健康福祉部及び下北地域県民局地域健康福祉部

令和5年5月31日現在、一般会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(9) 商工政策課

令和5年3月31日現在、小規模企業者等設備導入資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(10) 労政・能力開発課

委託料において、契約事務の執行が適切に行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。

(11) 団体経営改善課

令和5年5月31日現在、一般会計及び林業・木材産業改善資金特別会計において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(12) 林政課

令和5年3月31日現在、雑入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(13) 漁港漁場整備課

令和5年3月31日現在、雑入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(14) 監理課

財産の管理が適切に行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。

(15) 港湾空港課

令和5年4月30日現在、未利用の土地があるので、その解消に努めること。  
イ 財産の管理が適切に行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。

(16) 建築住宅課

ア 収入事務において、事務処理が適切に行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。

イ 令和5年3月31日現在、財産収入において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(17) 東青地域県民局地域整備部

ア 需用費等において、事務処理が適切に行われていないものが7件、2,923,183円あつたので、適正な事務の執行に努めること。

イ 令和5年5月31日現在、土木使用料及び弁償金において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(18) 中南地域県民局地域整備部、西北地域県民局地域整備部、上北地域県民局地域整備部及び下北地域県民局地域整備部

令和5年5月31日現在、土木使用料及び弁償金において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(19) 三八地域県民局地域整備部

令和5年5月31日現在、土木使用料、弁償金及び港湾施設使用料において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(20) 都市計画課（青森県下水道事業会計）

ア 令和5年3月31日現在、十和田湖特定環境保全公共下水道の使用料において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

イ 当年度は、7,666,729円の純損失を計上しており、累積欠損金が219,696,499円となっているので、その解消に努めること。

(21) 青森県立中央病院

ア 令和5年3月31日現在、過年度医業未収金において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

イ 物品の管理が適切に行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努めること。

(22) 青森県立つくしが丘病院

令和5年3月31日現在、過年度医業未収金において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(23) 青森県警察本部

令和5年5月31日現在、延滞金、加算金及び過料等において多額の収入未済額があるので、その縮減に努めること。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一 番七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭
--------------------------------------	--	-------------------------------